

異業種人交流会(愛称eXe名古屋)規約(2012年05月26日)

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は「異業種人交流会」と称する。

第1条の2 当会は愛称として「eXe名古屋」と称する。

(目的)

第2条 当会は、異業種交流、人間交流など、会員各自の人脈拡大、自己啓発、余暇の有効活用などを目的とする。

(存続期間)

第3条

1) 当会の存続期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年間とする。

2) 前項の存続期間は、当会の総会決議により、毎年11月30日までに次の1年間の継続することを確認することによって、継続できる。

第2章 当会の活動

(活動拠点)

第1条 当会は、当会の目的を達成するため活動の拠点となる場所(以下拠点という)を確保する。

(拠点等の管理)

第2条 当会の管理する各種の資産・設備等の利用・管理については、別途定める利用細則による。

第3章 入会ならびに退会

(入会の要件)

第1条 本会の会員となろうとする者は次の要件を具備しなければならない。

- 1) 原則として20才以上であること。
- 2) 別途定める会計細則による会費納入を確実に行うことができること。
- 3) 当会に関係する会合に出席したことがあり、かつ当会の会員のいずれかと面識を有すること。
- 4) 住所、氏名、勤務先等の連絡先をあきらかにできること。
- 5) 本規約の遵守および会期中の不退会を誓約できること。
- 6) 電子メールによるコミュニケーションが取れること。

(入会承認)

第2条 本会への入会には、前条の要件を備える者がした入会申請について総会の承認を

要する。

(自発退会)

第3条 会期中の退会は認めない。ただし、転勤等やむを得ない理由がある場合はその限りでない。

(懲戒処分・除名)

第4条 問題ある行為をなした会員に対しては、本会は注意から始まって適宜適切な措置をとることができる。本会に著しい損害を与えたと認められる会員に対しては、本会は第6章第7条に定める手続きに従い、最も厳重な処分としてその会員を除名することができる。

第4章 会員の種類

第1条 本会は、名誉会員、正会員、家族会員、ビジネス会員、賛助会員の5種類の会員を設ける。

第2条 本会は、総会の決議により名誉会員を選出することができる。名誉会員については前章および次章を適用しない。

第3条 正会員は、前章および次章を適用し、拠点の鍵を貸与する。

第4条 家族会員は、正会員の配偶者または親子関係にある会員とする。会費以外は正会員と同等の権利・義務を有し、拠点の鍵を貸与する。

第5条 ビジネス会員は、正会員であり、かつ、総会において拠点をビジネス目的で専有して使用することを許可された会員とする。会費以外は正会員と同等の権利・義務を有し、拠点の鍵を貸与する。他会員に優先して部屋の予約ができるとともに、eXeの収納スペースの一部を占有できるものとする。優先予約については、総会の承認が必要であるが、原則として週1日程度を限度とする。

第6条 賛助会員とは、イベント参加時において正会員と同等の権利・義務を有する。拠点の鍵の貸与はしない。

第5章 会員の権利義務

(拠点等の利用権)

第1条 会員は、別に定める利用細則の定めるところに従い、本会が確保した拠点および拠点到に設置された通信手段等各種設備の利用権を有する。

(活動自由の原則)

第2条 会員の各種活動については、本会もしくは各会員に損害を発生させない限りその活動を制限されない。

(会費の納入義務)

第3条 会員は、会費およびその他総会で定める負担金(以下会費等という)を納入しなければならない。会費等の額および納入方法は別途定める会計細則による。

(規約遵守義務)

第4条 会員は、自由で友好的な環境を作るために、この規約ならびに本会で定める各種細則を遵守し、会の発展に努めなければならない。

第6章 総会

(総会)

第1条 当会の活動を推進するため、2カ月に1度、定時総会を開催する。但し、前項の定めにかかわらず正会員および家族会員の総数の3分の1以上の会員が請求したときは臨時総会を開催しなければならない。

(最高機関)

第2条 総会を、当会における最高の議決機関とする。

(総会の成立)

第3条 正会員および家族会員の総数の3分の1以上の会員の出席をもって総会は成立する。出席者には委任を表明した者を含む。

(総会の議決)

第4条 総会に提出された議案の議決は、出席者の過半数の賛成により決する。

(総会決議事項)

第5条 下記の事項は総会の決議をもって定める。

- 1) 愛称の制定ならびに変更
- 2) 会費等の額、重要な会の財産の移転・支出
- 3) 特別決議事項(第6章第6条)以外の規約の改正
- 4) 会計細則の制定ならびに改正。
- 5) 各種細則の制定ならびに改正
- 6) 入会承認
- 7) 退会承認(会期末)
- 8) 名誉会員、代表、会計責任者の選出
- 9) 除名以外の懲戒処分の決定
- 10) 会期延長決議
- 11) その他当会の運営にとって重要とみとめられる事項

(特別決議)

第6条 特別決議事項は、正会員および家族会員の総数の3分の2以上の賛成によって決する。

(特別決議事項)

第7条 下記の事項は総会の特別決議をもって決する。

- 1) 当会の解散
- 2) 存続期間の廃止、変更
- 3) 除名

第7章 役員

(代表、会計責任者)

第1条 本会は総会の決議により、会を対外的に代表する者として代表を、会の出納・会計を整理する者として会計を選出することができる。

(会計報告)

第2条 会計は、適宜、総会において会計報告をしなければならない。

1993/01/09 COPYRIGHT EXE2

1993/07/16 定例総会により一部改定

1994/11/26 定例総会により改訂

1997/12/13 定例総会により改訂

2006/11/25 定例総会により一部改定

2009/10/02 定例総会により一部改定

2012/05/26 定例総会により一部改定

2019/03/16 定例総会により一部改定